

公募型企画競争に関する公告

次のとおり公募型企画競争を実施します。

平成 30 年 7 月 5 日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構

奈良医療センター 院長 平林 秀裕

1. 競争に付する事項

(1) 契約件名：調理、食器洗浄及び食材取扱・管理等業務委託 一式

(土・日・祝日を含む毎日。)

(2) 業務内容：別紙仕様書のとおり

(3) 委託期間：平成 30 年 10 月 1 日～平成 32 年 9 月 30 日

(4) 履行条件：公募型企画競争説明書による

(5) 履行場所：独立行政法人国立病院機構奈良医療センター

(6) 選定方法：委託事業者の選定は、競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たす者で、かつ
予定価格の範囲内で見積書を提出した者のうちから「奈良医療センター調理、食器
洗浄業務及び食材管理等業務託一式企画提案書」(以下「企画提案書」という。)の評
価と見積価格の評価の合計が最も高い者を第一交渉権者に決定する。

なお、評価指数の計算は下記数式のとおりとする。

計算式 : 「企画提案書の評価点数」÷「見積額」×1,000,000 (整数化換算数値)

(小数点以下第 4 位四捨五入)

(7) 見積書の作成方法

ア 見積金額については、(3) に定める委託期間に行う (1) 契約件名の履行に要する一切
の費用を含めた金額とする。

イ 見積金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積も
った金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条及び第6条（予算決算及び会計令第70条及び第71条に相当）に規定する次の各号に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人または被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第5条中の特別の理由がある場合に該当する。

- 1) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者及び独立行政法人国立病院機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成27年規程第63号)第2条第1項各号に掲げる者
- 2) 以下の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする）
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
 - (ウ) 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (ク) 前各号に類する行為を行なった者
- (2) 平成28～30年度厚生労働省全省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のA、B又はCの等級を格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 医療法第15条の2並びに医療法施行規則第9条の10各号の規定を満たしている者であること。
- (4) 感染症、食中毒、天災等により、履行場所施設内にて、調理業務の遂行が困難となる緊急事態に備え、当該業務が滞ることのないよう代行保証等の必要な措置が講じられる者であること。
- (5) 現在若しくは直近の過去3年以内において、病床数300床以上の病院における調理、食器洗浄及び食材取扱・管理等業務委託の履行証明書を、定められた期限までに提出出来ること。

なお、記載された分の委託者側代表者又はそれに相応する者の押印（原本に限る）が無い場合は無効とする。

- (6) 前項における分の契約書の写（委託者、受託者双方の押印が確認出来る物）を定められた期限までに提出出来ること。
- (7) 従業員の健康診断の実施状況・業務実績・従業員の配置計画が当院の業務を履行する上で適切でありかつ別紙の書面において提出できること。
- (8) 以下の内容を確約・明記した任意様式の誓約書(A4・縦)を定められた期限までに、競争参加資格を有する代表者名で当院経理責任者宛に提出できること。

なお、代表者印（原本に限る）の無い物は無効とする。

(ア) 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターの理念を正しく理解し実現に向けて尽力する旨。

(イ) 当該業務を医療法・労働法・行政法・医療法関連等の各関係法令規則並びに契約条項・仕様書に忠実かつ社会通念上誠実に履行する旨。

(ロ) 有責事項の発生時には迅速・適切な対応をする旨。

(ハ) 虚偽の内容の書類を当院及び他官署に提出しない旨。

(ニ) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則第5条、第6条に該当しない旨。

(ホ) 体の不自由な者や病弱者に対しての配慮を怠らず、かつ従業員に周知徹底する旨。

(ヘ) 契約履行が不適切であるがために不利益な取扱いを受けても異議の申し立てをしないという旨。

(ト) 言動は、丁寧慎重であり、患者・外来者・職員・他委託業者との接遇に留意する旨。

- (ク) 契約の満了又は解除に伴い業務を引き継ぐ場合は、前任、後任を問わず、病院運営に支障を来さぬよう、実務レベルでの引継ぎを責任を持って行う旨。
- (カ) 直近の過去1年間において、奈良県下での委託契約を管轄している支店若しくは営業所の給食関係業務の受託先で、当該施設における給食等業務に係る食中毒又はそれに類する感染症の発生がない旨。また食品関連等の貴社の衛生管理体制・教育に関する実施内容を別に書面で添付すること。
- (キ) 独立行政法人国立病院機構奈良医療センター所有の備品類・設備等について善良な管理を行い、かつ従業員に周知徹底する旨。
- (ク) 独立行政法人国立病院機構奈良医療センターは結核病棟があり、感染症専用N95マスク等を着用する等感染症に対する研修を行い、かつ従業員に周知徹底する旨。
- (ケ) 企画書記載事項及び競争に参加する資格を有することを証明する書類は、すべて事実に基づき、相違がない旨。
- (コ) 受託給括者は調理、食器洗浄及び食材取扱・管理等業務に精通した者を配置すること。
- (カ) 病院内業務にふさわしい制服と社名入りの名札を制定しており、それらの鮮明なカラー写真を定められた期限までに提出出来ること。
- (キ) 契約細則第4条第4項の規定に基づき、経理責任者が別に定める資格を有する者であること。

3. 企画提案書・見積書の提出場所、公募型企画競争説明書の交付場所・問合せ先

〒630-8053 奈良県奈良市七条二丁目 789 番地

独立行政法人国立病院機構奈良医療センター 企画課 契約係長

電話番号 0742-45-4594 内線314

4. 公募型企画競争説明会の日時及び場所

本件については省略

5. 提案書の提出及び見積の実施等

(1) 企画提案書及び見積書の受領期限

① (企画提案書) 平成30年 7月25日(水) 17時00分

②（見積書） 平成30年 7月25日(水) 17時00分

※企画提案書については正本1部・副本10部、見積書については1部提出のこと。

※郵送する場合には受領期限までに必着のこと。

(2) 企画競争(プレゼンテーション)の日時及び場所

平成30年7月26日(木)予定とし、具体的な日時及び場所については、追って連絡する。

時間は、1社あたり15分のプレゼンテーション、質疑応答10分程度を予定している。

(3) 見積書開封の日時及び場所

平成30年8月3日(金) 14時00分 院内会議室

(その他)

提出された企画提案書及び見積書は返却しない。

6. 総合評価結果の通知等

(1) 当委託業務にかかる企画提案と見積額について、総合的な評価を行い、最高の評価を得た申込者を選定し、第一交渉権者を決定する。

(2) 通知日

平成30年8月6日(月)以降

(3) 通知方法

書面により、交渉権者の氏名及び住所及び評価結果を競争参加者全員に対し、通知する。

(4) その他

① 経理責任者は、第一交渉権者と委託契約に関する交渉・協議を行い、合意した場合に契約を締結する。

② なお、契約は、公募型企画競争説明書及び選定した企画提案書の内容に基づき、受託者が遂行すべき準備、業務内容、委託条件等を協議のうえ定め締結する。

③ 第一交渉権者との協議・交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、総合評価の高い順から他の交渉権者と交渉・協議を行うことがある。

7. その他必要な事項

(1) 見積及び契約手続に仕様する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 企画提案書等の提案者に要求される事項

この公募型企画競争に参加を希望する者は、企画提案書及び封印した見積書を受領期限内までに提出しなければならない。

なお、提案者は、見積書開封日の前日までの間において経理責任者から提案書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(5) 当公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画提案書及び見積書、提出者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画提案書及び見積書は無効とする。

(6) 詳細は公募型企画競争説明書による。